



永山地区：森谷 久男さんの圃場

基幹支所だより・永山
消費税増税について
明日を担う
理事会だより

2014

3

あさがおの情報を発信していきます。どうぞご覧ください！

農産物直売所あさがおのブログ
「あさがおだより」開設！
<http://www.ja-asahikawa.or.jp/asagablog>

あさひかわホームページ <http://www.ja-asahikawa.or.jp>

コスト低減に ジェネリック(特許切れ)農薬を 農協はお勧めします！

- ジェネリック農薬とは特許が切れた農薬のことで、農薬価格を引き下げる有効な手段です。農協としても農薬コスト引き下げに向け、安価なジェネリック農薬を積極的に推進しますので、よろしくご理解願います。
- また、皆様のご理解が、今後のジェネリック農薬の登場の大きな後押しとなりますので、一層のご理解をよろしくお願い致します。

ジェネリック農薬、代表的なオリジナル農薬の 価格比較、特徴説明

	ジェネリック		オリジナル		消費税抜価格(円)		安価率	農協がお勧めするワケ
	商品名	規格	商品名	規格	ジェネリック	オリジナル		
プロザン系除草剤	グアトリキグ	500ml	ラウドアップマックスロード	500ml	650	1,770	▲63.3%	●オリジナルよりも断然安い！
		5ℓ		5.5ℓ	5,030	9,650	▲42.7%	
		20ℓ		20ℓ	18,790	33,690	▲44.2%	
アセフェート系殺虫剤	ジエース水溶剤	500g	オトリン水和剤	500g	2,050	2,120	▲3.3%	●オリジナルよりも安い！ ●水溶剤は水にきれいに溶ける！ (水和剤は濁る)
		1kg		1kg	3,920	4,150	▲5.5%	
	ジエース粒剤	1kg	オトリン粒剤	1kg	640	830	▲22.9%	●オリジナルよりも断然安い！
		3kg		3kg	1,870	2,380	▲21.4%	

金融窓口統合のお知らせ

実施日：平成26年3月10日(月)

金融窓口を統合する店舗 緑が丘金融支所と神楽金融支所 業務継承店 神楽金融支所 業務継承店所在地 旭川市神楽5条8丁目1番16号

緑が丘金融支所における金融窓口業務の廃止日が平成26年3月7日(金)に決定いたしました。平成26年3月10日(月)からはお取引のすべてが神楽金融支所に移管されることになります。地域の皆様には長きにわたりご愛顧賜り深く感謝申し上げますとともに地区の専任担当者を配置し、今後とも一層のサービス向上に努める所存でございますので、引き続きお引き立て賜りますようお願い申し上げます。

消費税が増税されます！

2012年8月10日に、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税等の一部を改正する等の法律案」が可決されたため、今年度消費税が増税となります。2014年（平成26年）4月に8%に引き上げられ、日本経済の景気動向が順調である事が確認されると、2015年（平成27年）10月に10%に増税が決定されることになります。

■ 消費税率の適用日の違い

	税率の適用日	主なもの・サービス
消費税のかかるもの	購入した日	家電など商品一般、市販薬、切符、航空券、定期券、入場料
	納品された日	自動車（登録日）、住宅（引き渡し日）、オーダー品
	サービスを受けた日	結婚式、インプラント、人間ドック、予防接種、不動産仲介手数料
	契約した日	通信教育の受講料
消費税のかからないもの		健康保険が適用される医療費、調剤薬、売り主が個人の場合の住宅、土地、後で戻ってくる敷金、学校の入学金、授業料、商品券

■ 航空券・JRの切符

航空券やJRの切符は、使用時ではなく購入時の税率が適用されるので、消費税が上がる前に購入するのがお得です。航空券は多くが2か月前から購入でき、JRの切符は指定券と同時なら1か月前から購入できます。

■ 市販薬

医師の処方に基づく調剤薬は非課税ですが、風邪薬などの市販薬は課税対象となります。家庭でよく使うものがあれば購入するのが良いかもしれません。

4月に消費税が8%へアップするのに伴い、自動車や農業機械類のご購入をお考えの方は、まずはお近くの金融窓口にご相談ください。マイカーローン、農業融資など、皆様のライフプランニングやニーズにあわせて、様々なローンを用意しております。お気軽にご相談ください。

新連載

基幹支所だより

第1回

永山基幹支所

今回より各基幹支所のご紹介をさせていただきますのでよろしくお願いします。
3月号は永山基幹支所です。

地域の概要

●明治24年、上川開拓の中心地として屯田兵により拓かれ、開拓の総指揮を執った永山武四郎の名を取って永山と名付けられました。国道39号線・環状1号線沿線には各種量販店等商業施設が数多く立ち並び、都市と田園の調和が取れた地域です。
永山地区人口：44,238名
(平成25年4月現在 世帯数：21,223世帯)
永山地区正組合員戸数：414
正組合員数：583名
●現在の永山基幹支所は、平成18年7月15日に竣工しました。
1階：金融事務所・直売所(あさがお)・江丹別そば処(穂の香)
2階：永山土地改良区事務所・会議室(地域の会議開催場所として利用されています。)

代表的な農畜産物

●水稻を主体に、転作の畑利用による大豆等の畑作物・野菜類を組み合わせた営農形態。
本地面積：1,080ha 水稻：70% 転作：30%
●水稻・野菜：ほうれん草、春菊、ミニセルリー等、農産：黒大豆、小麦など。黒大豆は全国的にも出荷時期が早く、品質も良く「黒い恋人」でブランド化されています。
●あさがお永山店では、日々旬な野菜を消費者に提供しています。7月～8月には1日400人以上にご来店頂いています。

金融・共済事業の特徴・強み

●古くから地域の金融機関「農協さん」として親しまれ、永山地区の発展と時間を共にしています。
貯金残高：154億（1月） 貸付残高：12.6億（1月） 共済保有：341億（1月）

Nagayama

最近のトピックス

●きらら397記念碑

「きらら397」は道産米のイメージを一変させ、全国的な人気米となりました。永山に90余年の長い間所在していた上川農業試験場研究員の努力や生産者、農業団体関係者の功績を讃え、足跡を残すために、上川農業試験場跡地(現永山中央公園)内に「きらら397記念碑」が建立されました。(平成25年7月)可愛いのでぜひ見学に来てください。



永山地区のイベントと人気スポットをご紹介します！

永山の伝統を残すものとして、屯田まつりがあります。先人の偉業に感謝と敬愛の気持ちを後世に伝え、郷土永山の益々の発展を祈願し毎年8月上旬に開催されます。色とりどりのあんどん、勇壮な屯田太鼓が町を練り歩く永山地区の一大イベントです。

毎年8月15日には永山屯田盆踊り大会が開催されます。永山の歴史と共に先人の徳を讃え、「屯田魂」を受け継ぎ120年以上続いている盆踊り大会です。(旧農業高校跡地にて開催)

永山新川の堤防沿いは地域住民の憩いの場所として人気があります。市内でもっとも有名な白鳥の飛来地です。近くには「川のふるさと交流館さらら」があり永山新川や永山の歴史を知ることが出来ます。

JAあさひかわ
JAあさひかわ3月号
2014 VOL.73

3

目次

基幹支所だより・永山	1
消費税増税について	2
明日を担う	5
理事会だより	8

総合推進室 TAC 活動状況報告



今回は、北野地区側雅仁の活動報告をします。

北野地区の主要作物は、水稻、転作物（小麦、そば等）、青果では施設野菜（きゅうり、原料トマト等）です。

私は旧北野農協へ入組し、Aコープ北野店に配属、合併後、貯金共済課LAとして活動し昨年2月に機構改革により総合推進室（TAC）に配属になりました。

《昨年を振り返ってみて》

活動については、TACのキャッチフレーズであります「とことん会ってコミュニケーション」を目的に、そして農協に対する意見要望を聞き農協事業改善につなげる活動という事で行って参りました。昨年度は、個人巡回を行う事で自己研鑽につながりました。また北野地区は多数の生産組織もある事や鷹栖町の独自事業等、活動していく上での知識習得の必要性等の課題も見つかった結果になりました。

昨年のTACに対してのアンケート調査を実施し、多数の意見を頂きました。

【アンケート内容について】

- ・農地関係、各種申請手続き等について対応できるように。
- ・農協窓口担当者としての幅の広い知識習得（農地・農政他）を求める。
- ・基盤整備問題についての相談対応。



- ・地域密着での活動。
- ・経営安定に向けた取り組み活動。

《今年の活動計画》

2年目に入るという事で昨年同様の訪問活動を行いながら、今年度については、アンケート結果を基に地区にあった活動も考えています。特に、北野地区は今年度より国営の基盤整備事業工事が始まり、平成31年度までに約720haが基盤整備され、工事によって休耕や作付面積が大幅に減少する組合員も多く、農地問題や補助事業等色々な問題が出てきます。巡回にて組合員から聴き取り、関係機関につなぐ事や問題解決に対応していくように個人の知識向上も行っていきます。

また、農家所得向上に向けた取り組みとして、過年度実績や今年度計画を把握し、経営分析を行い支援ツールも活用しながら組合員にもっと役立つ情報提供活動を行っていきます。



Tとことん、**A**会って、**C**コミュニケーション!!

水稻「ばか苗病」防除対策について

上川農業改良普及センター

①「ばか苗病」の特性について

- 育苗期間中に「ばか苗病」に感染した苗は、病原菌から発生するジベレリン（植物ホルモン）によって、徒長し、出穂前の枯死等で減収の原因になります。
- 感染粉を使用した場合浸漬、催芽、出芽によっても伝染し、育苗中に発病すると、周辺苗にも伝染します。
- 稲わらや籾殻等の残さや、米ぬか、周辺機器等も伝染源になります。
- 育苗時期に発生することが多いですが、移植後に発病する場合もあります。
- 「ばか苗病」は、開花期に胞子が飛散し、籾や玄米に感染します。

②感染を防ぐ対策は

- 採種は産種子を100%使用し、自家採種は使用しないようにしましょう。
- 感染した稲わらや籾殻からの伝染を防ぐため、作業場やその周辺を清掃しましょう。
- 浸種・催芽で使用する機器（浸漬桶、催芽器、シート等）や育苗箱は、十分に洗浄や消毒を行い、品種が変わることにも十分に洗浄しましょう。
- 温湯消毒、浸漬、催芽は、処理温度や日数を守りましょう。
- 昨年、「ばか苗病」が発生した方は、使用機器・育苗箱等を必ず消毒しましょう。

表1 使用機器・育苗箱消毒剤

薬剤名	希釈倍数	使用方法
イチバン	500～1,000倍	瞬間浸漬又は散布

- ・水洗、乾燥の必要がなく、直ちに次の作業に移れます。
- ・大半の材質（樹脂、木、金属他）の消毒ができます。

③育苗・本田で「ばか苗病」を発見したら!!

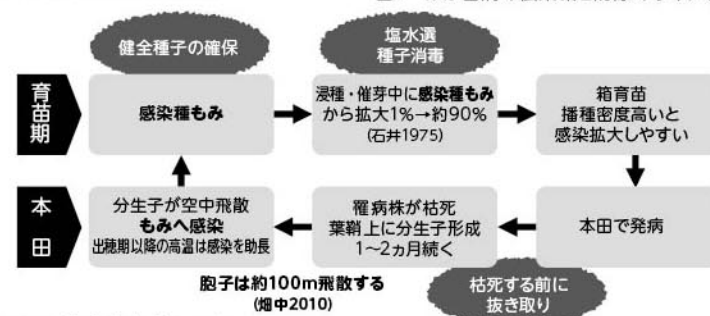
- 育苗、本田で「ばか苗病」に感染した株を発見したら、速やかに抜き取りましょう。
- 抜き取った感染株は、病原菌は、湿潤状態で死滅するので、水田の泥の中に埋めましょう。

感染を防止するには、は種前の対策が重要です!!



徒長した稲株（本田）

図1 ばか苗病の伝染環と防除のポイント



あさひかわ農業協同組合稲作連絡協議会 第11回定期総会開催

2月14日(火)、旭川トーヨーホテルにおいて稲作連絡協議会第11回定期総会が開催された。

中田会長の開会挨拶に続き、白鳥組合長から来賓祝辞を頂き、議長に神居地区の館入廣治氏が選出され議事の進行を行い、平成25年度事業報告並びに収支決算書、平成26年度事業計画並びに収支予算、負担金徴収、役員改選について審議され、原案通り可決された。

平成25年度の事業報告では、収量について上川の作況指数が105と3年連続の豊作となったが、品質面においては開花後の高温等の影響を受け、乳白・腹白粒が多く、遅れ穂の発生による青未熟粒の見られる年となった。また、上川ライスターミナル利用実績は111,647俵が集荷され、昨年度より取り組んでいる「所前フレコン集荷」や「屑米の庭先集荷」、「特別栽培米」の生産拡大等の事業報告がされた。

平成26年度の基本方針としては、依然、農業情勢は厳しい環境であるが、改めて米の需給調整のあり方や売れる米づくりの推進、多様化する消費者、市場ニーズに対応した安全・安心な米の安定供給等に向け、地区内生産者が一体となって取り組み、安定した稲作経営の確立を図る事な

どの方針が示された。事業計画としては、産地指定率を高めるための生産・販売方法の確立、全量集荷に向けた受入体制の構築と立案、「安全・安心」な米生産の推進等を目指すとした。

さらに、平成25年産ゆめぴりかについては、当協議会の呼びかけ、生産者の努力の結果、上川ライスターミナルで調整を行い全量基準内出荷(タンパク値7.4%以内)となった。また、ゆめぴりか基準品の出荷が多い、各地区上位3名を金賞・銀賞・銅賞に選出し、JAあさひかわ稲作協議会中田会長より表彰状が送られた。

なお、本年度は役員改選が行われ、新役員については下記の通りとなった。(敬称略)



会 長：中田 義美（永山）
副会長：岩井 敬樹（中央）
〃 佐野 彰俊（旭正）
〃 石坂 憲之（神居）
会 計：山崎 禎彦（北野）
理 事：只石 勝則（旭正）
〃 森 好春（神居）
〃 川合 準一（北野）
〃 安友 進（酒米）
〃 今野 雅義（酒米）
監 事：里見 光浩（中央）
〃 秦 真一（永山）

JAあさひかわ青果物生産出荷連絡協議会 第7回定期総会開催

1月30日(木)、花月会館において、白鳥組合長、神田専務の出席のもと、JAあさひかわ青果物生産出荷連絡協議会（旭川市支部・神居支部・旭正支部・北野支部の各支部代表4名出席）の第7回定期総会が開催され、平成25年度事業報告と収支決算及び平成26年度基本方針と収支予算等について慎重審議された。

今期は役員改選期であり、平成26年度より会長 村田秀幸（旭正支部）、副会長 浅野貞夫（旭川市支部）・北原一巳（神居支部）、会計 今井英夫（北野支部）、理事 大浅博利（旭正支部）・廣瀬康行（神居支部）、監事 大橋浩三（旭川市支部）・阿部健一（北野支部）の各氏が選任（任期2年）された。(敬称略)



農業簿記ソリマチ初級研修会開催

2月10日(月)、JAあさひかわ本所大会議室において、農業簿記ソリマチ初級研修会が開催された。



46名（生産者28名、上川農業改良普及センター6名、職員12名）が参加し、白鳥組合長より農業、農政、農協の情勢について報告があり、その後、ソリマチ株式会社 大和田氏が講師として、農業簿記9研修会テキストにより簿記についての基礎知識、操作方法を研修した。研修会終了後、アンケートを行い大半の方が「理解できた」、「まあまあ理解できた」との回答、今後についても継続して研修会を行って欲しい、実際にパソコンを用いた研修をして欲しいとの回答も見られた。その結果を踏まえ、今後も内容を徐々にランクアップして行っていく予定。

JAあさひかわ あさがお永山店・神楽店にて取り扱っておりますので是非一度ご賞味下さい

お客様各位

「ゆめぴりか」 新包装袋への変更のお知らせ

平成26年3月から新包装へ変わります。

日頃より、当JAあさひかわ特別栽培米をご賞味下さいまして誠にありがとうございます。

さて、当JAあさひかわ特別栽培米は、「ゆめぴりか」、「ほしのゆめ」、「ななつぼし」の3種類を同一図柄の包装袋にて販売させて頂いておりましたが、高食味品種である「ゆめぴりか」をもっと広く、深くご承知頂きたく、平成26年3月から包装を一新することに致しましたのでお知らせします。

今後も当JAあさひかわ米を皆様方にさらにご愛用して頂けるよう、部会員一同努力して参りますので、これからも変わらぬご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

JAあさひかわ特別栽培米部 部会長 石坂寿浩



JAあさひかわ
有機肥料を使用し
農薬の削減にとことんこだわった
安全・安心なお米をお届けします。

JAあさひかわ
最上級品種の美食米
特別栽培米「ゆめぴりか」
新パッケージ

JA ASAHIKAWA
あさひかわ

JAあさひかわ特別栽培米部会
事務局 あさひかわ農協永山資料センター
TEL (0166) 48-2114 FAX (0166) 48-2115

あさひかわ農業協同組合
旭川市豊岡4条1丁目1番地18号 TEL (0166) 37-8855

JAあさひかわ
特別栽培米部会
取扱品種

特別栽培米 ゆめぴりか

YES!clean米 ほしのゆめ

YES!clean米 ななつぼし

おぼろづき

ゆきひかり

ほしまる

きたくりん

もち米

お問い合わせは、あさがお永山店・神楽店までお願いいたします。
あさがお永山店 Tel (0166) 48-7590 あさがお神楽店 Tel (0166) 63-5725



大澤寛晃さんは、高校卒業後すぐに就農されました。また、直弥さんは、高校卒業後市内で仕事をしながら家の仕事を手伝い、本格的には、3年前に就農いたしました。2年前に父 勇さんが亡くなられ、母 厚子さんと兄弟の3人で経営をしています。

現在、水稻約20.0ha、そば約5.6haを作付け。兄弟そろって地域の生産組織や受託組織へも加入しており、精力的に活動をしています。

経営で苦労している点については、水田の枚数が100枚ほどあるため、水の管理や草刈り作業等が大変であるとのこと。また地域には後継者も少なく、今後は、近隣の農地も作っていかねばならなくなるが、人手が足りず、現状では規模の拡大にも限界がある。雇用することも検討したいが、地域には雇える人が少なく、市街地からも離れているため、雇用者の確保が大変とおっしゃっていました。

今後について伺うと、寛晃さんからは「規模拡大をするにあたり省力化を図るため、直播栽培にも取り組んで見たい」、直弥さんからは「地域の高齢化が進むなか、受託組織等へ積極的に参加して行きたい」とお互いにやりたいことがある様子でした。

兄弟で協力しあいながら営農に取り組んでいるとのことでしたが、それぞれにやりたいことがあり、営農における方向性が分かれることもあるが、そこは母 厚子さんがまとめ役となり、お互いの意見を尊重しながら、支え合って営農しているとのことでした。

家族構成

母・厚子さん

営農形態

水稻

そば

明日
★を担う。

Vol.9

大澤 寛晃
直弥

さん

(写真右)

昭和61年生まれ

さん

(写真左)

昭和59年生まれ

神居地区 上雨紛

第17回 理事会	平成25年12月27日(金)
協議事項	1. 平成25年度11月末に於ける事業実績（子会社含む）及び仮決算の状況について 2. 不祥事再発防止策取組状況について 3. 第5次農業・農協中期3カ年計画 事業部門別方針について 4. 理事に対する貸付について 5. 信用貸20,000千円超の貸付について 6. 役員の出資増口について 7. 規程類の一部変更及び制定・廃止について 8. 組合員の減口について 9. 平成25年度事業決算棚卸について
報告事項	1. 平成25年度 第3四半期定期監事監査の実施報告について 2. 全国農業協同組合中央会期中監査の事務整備を要する事項の処理顚末について 3. 内部監査の実施報告について 4. 平成24年度米最終精算について 5. 平成26年度「ゆめぴりか」種子配分について 6. 平成25年度産米最終集荷実績について（水稻生産数量と集荷率） 7. 組合員懇談会の意見集約について 8. 組合員の加入及び脱退の状況について 9. 規程類の廃止について 10. 心の健康づくり計画の制定について 11. 今後の日程について 12. 信用事業（上期）相談・苦情等の報告について 13. 大口信用供与先の経営状況報告について 14. 子法人等9月末事業実績について 15. 人事異動について 16. 総合推進室活動状況報告について 17. その他



平成25年度 上川管内JA役員研修会

2月3日（月）、旭川トーヨーホテルにおいて、上川地区農業協同組合長会、JA北海道中央会旭川支所主催の上川管内JA役員研修会が開催され、管内13JAから常勤役員や非常勤理事、監事、職員ら210人が出席した。

JAを経営する役員として、政治・経済等の時事問題や他業種における経営者の実践論を検証し、経営者能力の一層の向上をはかることを目的として例年開催されている。

同組合長会の大西昭男会長（JAびえい組合長）は、農政改革にふれながら「担い手が希望を持って農業経営ができる環境づくりが重要だ」と挨拶した。

今回の研修では、「逆境が人をつくる」と題して、日本ガードサービス代表取締役の市川善彦氏の講演から始まり、ジャーナリストの東谷暁氏を招いての「国政を巡る状況とTPP」と題した講演で研修を終えた。

第18回 理事会	平成26年1月27日(月)
協議事項	1. 平成25年度第3四半期監査指摘事項に係る回答について 2. 平成25年度貸倒償却について 3. 平成25年度12月末に於ける事業実績（子会社含む）および決算見込（子会社含む）について 4. 機構改革について 5. 第5次農業・農協中期3カ年計画について 6. 平成26年度計画について 7. 平成26年度の余裕金運用について 8. 平成26年度借入金の限度額について 9. 不良債権の処理方針について 10. 信用貸付について 11. 平成26年度信用供与等の最高限度額設定及び平成26年度貸付金利率の最高限度設定について 12. 平成26年度農畜産物販売手数料率等の設定について 13. 平成26年度内部監査実施計画について 14. 平成26年度コンプライアンス実施計画について 15. 出資金の譲渡について 16. 出資金の処理について 17. ゴルフ会員権の償却について 18. 規程類の制定及び一部変更、廃止規程類について
報告事項	1. 平成26年度監事監査計画について 2. 内部監査の実施報告について 3. ポジティブリスト青果物損害見舞基金補償制度基金造成について 4. 組合員の加入及び脱退の状況について 5. 平成26年度役員報酬に関する答申について 6. 規程類の変更について 7. 組合員懇談会意見の回答について 8. 総合推進室活動状況報告について 9. 人事異動について 10. その他

めまぐるしく変わる農業情勢のなか、非常に内容のある講演で、出席した役員らは興味深く聞いていた。



組合員資格の確認をお願いします

平素より当組合事業におきまして、ご理解・ご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。
さて、当JAでは定款の定めにより、組合員加入時の届出事項に変更があった場合はJAへ届出て頂くことになっております。
つきましては、下記を確認頂きますようお願い致します。

記

定款より抜粋

（組合員の資格）

第12条 この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。

② 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。

- 10アール以上の土地を耕作する農民で、その耕作する土地又は住所がこの組合の地区内にあるもの
- 1年のうち90日以上農業に従事する農民であって、その住所又はその従事する農業に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの
- 農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。）であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの

③ 次に掲げるものは、この組合の准組合員となることができる。

- この組合の地区内に住所を有する個人でこの組合の事業を利用することが適当と認められるもの
- この組合から第7条第1項第2号から第4号まで又は第13号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受けているこの組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
- この組合から第7条第1項第4号、第10号又は第21号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受けているこの組合の地区外に住所を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
- この組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合
- 農業経営基盤強化促進法第23条第1項の認定を受けた農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体（その農用地利用改善事業の実施区域の全部又は一部がこの組合の地区内にある団体であって、前項第1号又は第2号に該当する正組合員（同項第1号に該当する正組合員にあっては、その住所がこの組合の地区内にある者に限る。）が主たる構成員となっているものに限る。以下「農用地利用改善事業実施団体」という。）であって、この組合の施設を利用することが適当であると認められるもの（前項第3号及び前号に掲げるものを除く。）
- 農事組合法人等この組合の地区内に住所を有する第2項第1号又は第2号に掲げる者が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするものその他この組合又はこの組合の地区内に住所を有する同項第1号又は第2号に掲げる者が主たる構成員又は出資者となっている団体であって、この組合の施設を利用することが適当であると認められるもの（前項第3号及び前2号に掲げる者を除く。）

上記「組合員資格」に変更のある組合員の方がいらっしゃいましたら、大変お手数ですが、印鑑及びご本人が確認できる書類（運転免許証・健康保険証等）をお持ちになり、最寄の金融支所までお越し下さい。

